

### お知らせ 児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届の提出について

児童扶養手当を受給されている方は、現況届の提出が必要ですが、特別児童扶養手当を受給されている方は所  
得状況届の提出が必要です。  
この届は、引き続き手当を受給する資格があるかどうかの審査を行うためのものです。提出が無い場合は8月以降の  
手当が差し止めとなります。  
現在受給資格のある方には、  
8月上旬までに文書を送付します  
ので、期間中に必ず提出してください。

- ▼受付期間及び時間  
児童扶養手当  
8月1日(水)～  
8月31日(金)  
特別児童扶養手当  
8月10日(金)～  
9月11日(火)  
8時30分～17時15分  
(ただし、土、日、祝日を  
除く。)

- ▼注意事項  
児童扶養手当と特別児童扶  
養手当を両方受給されてい  
る方は、8月10日(金)以降  
に提出してください。  
・現在所得制限などにより支

給停止となつていられる方も提  
出して下さい。  
・所得の申告は必ず行つてく  
ださい。

- ・確認事項がありますので、  
出張所や郵送では受け付け  
ていません。
- 受付・問い合わせ  
町民課  
☎893-1117  
吾北総合支所住民福祉課  
☎867-2300  
本川総合支所住民福祉課  
☎869-2112

### お知らせ 国民健康保険一部負担金 減免について

災害や失業などの特別な事  
情で、世帯の生活が一時的に  
著しく困難となった場合、申  
請により一部負担金(医療費  
の自己負担分)の支払いの減  
免などの制度があります。詳  
しくは国民健康保険係までお  
問い合わせください。

- 問い合わせ  
町民課  
☎893-1117

### お知らせ 国民健康保険・後期高齢者 医療制度加入の皆さんへ 交通事故などに 遭つたとき

▼早めに届出を  
交通事故やけんかなど、本  
人以外の第三者(以降「第三  
者」)の行為によつてケガを  
した場合や飲食店での食中毒  
や購入した食品などが原因の  
疾病の治療をする場合にも、  
保険証を使って治療してい  
ただけます。

そのときは、すみやかに医  
療機関の窓口へ申し出ると  
もに、国保・後期高齢者医療  
の係へも届出をすることが義  
務付けられています。  
届出がない場合、医療機関  
からの診療報酬明細書の確認  
を行い、その結果、第三者に  
よる負傷・疾病の可能性があ  
る場合には、世帯主の方に  
「負傷・疾病原因届」の提出  
を依頼しています。その際  
にはご協力をいただきますよう  
お願いいたします。

- ▼国保・後期高齢者医療は一  
時立替払い  
交通事故などでケガをし、  
その原因が第三者にある場  
合、これらに伴う治療費は本  
来、第三者が支払わなければ

なりません。しかし、国保・  
後期高齢者医療では「被保険  
者の治療を受ける権利」を保  
障するということから、一時  
立替払いの形とし、後から第  
三者に請求することになりま  
す。ただし、第三者から治  
療費を受け取っている場合は、  
国保・後期高齢者医療の立替  
はできません。

- ▼示談をする前に  
国保・後期高齢者医療の係  
に届出をする前に示談が成立  
してしまうと、国保・後期高  
齢者医療が第三者に請求でき  
なくなり、被保険者へ不当利  
得返還請求をする場合があります。  
示談をする前に必ずご  
相談ください。

- 問い合わせ  
町民課  
☎893-1117

### お知らせ 相続登記相談会のお知らせ

8月3日は「司法書士の日」  
です。これを記念し、高知県  
司法書士会では(県内各地で)  
相続登記相談会(予約不要)を  
開催します。

- ▼日時  
8月3日(金)  
10時～15時
- ▼会場  
高知市旭町3-115  
こうち男女共同参画セン  
ターソール 研修室2  
高知市本町4-3-30  
高知県立県民文化ホール  
第3多目的室  
高知市春野町西分340  
高知市春野文化ホール  
ピアステージ 小ホール

- 問い合わせ  
高知県司法書士会総合相談  
センター  
☎088-825-3143